

自宅住所変更届、氏名変更届の添付書類について

※第116条該当者の自宅住所変更を含む

・資格確認書をお持ちの方

添付書類	①	資格確認書	お持ちのもの全て	
		高齢受給者証		
	②	住民票		当組合に加入している本人及び家族全員分のもの (コピー受付不可)
				続柄及び世帯主名、個人番号記載のもので有効期限2か月以内のもの
	③	切手		資格確認書、高齢受給者証・・・460円
				窓口来所の場合は不要

・資格情報のお知らせをお持ちの方

添付書類	①	住民票	当組合に加入している本人及び家族全員分のもの (コピー受付不可)
			続柄及び世帯主名、個人番号記載のもので有効期限2か月以内のもの

【資格情報のお知らせの自宅住所変更について】

資格情報のお知らせには自宅住所の記載がないため、自宅住所変更届をご提出いただいても、新たに資格情報のお知らせを発行することはありません。現在お持ちの資格情報のお知らせをそのままご使用ください。

なお、自宅住所変更の届出をお忘れになりますと、当組合からの書類が届かなかったり、高額療養費の限度額適用時に所得判定ができないうえに、別途、必要書類をご自身でご用意いただく必要がありますので、自宅住所変更届は必ずご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

	資格情報のお知らせを発行	資格情報のお知らせを発行せず 登録情報のみを変更
該当する手続き	氏名変更	自宅住所変更

注意事項

当組合の指定地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県の伊賀市と名張市）外に住所を変更した場合は、当組合を脱退していただくことになります。

【送付先】 〒540-0012 大阪府中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館9階
近畿税理士国民健康保険組合